

特定不妊治療の保険適用に向けた経過措置について

令和3年度末で従来の『特定不妊治療費助成事業』は終了しますが、令和4年4月1日時点で治療中の方については、下記のとおり経過措置が適用されます。

対象となる治療

令和4年3月31日までに開始し、令和4年3月31日までに終了しない治療（下図治療（2））

※ 「1回の治療」の考え方は、従来の助成金制度での考え方と変わりません。

※ **保険が適用された治療をされた場合は、助成対象外です。（併用不可）**
先進医療として実施された治療費用も対象外です。

※ 令和4年3月31日までに終了した治療（下図治療（1））は、従来の助成金制度でのご申請となります。

※ 下図治療（3）については、原則助成対象外ですが、ステージCの場合、受精胚にした日が令和4年3月31日以前であれば、対象となります。（自費治療の場合のみ可。）

| ～令和4年3月31日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 |
|------------|--------------------|
| 治療（1） | |
| 治療（2） | |
| | 治療（3） |

治療とは

『採卵準備～採卵・受精～胚移植～妊娠確認』または『移植準備～凍結胚移植（余剰胚を用いたもの）～妊娠確認』という一連の治療内容を指します。

助成上限額

- 治療ステージA, B, D, Eの場合：**30万円**
- 治療ステージC, Fの場合：**10万円**
- 男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を行った場合は、上記に加え、**30万円**まで助成

助成回数

- ご夫婦1組につき**1回限り**申請することができます。
申請できるのは、**初めて自治体に申請するご夫婦** または **従来の助成制度で上限助成回数（1子につき3回又は6回までが上限）に達していないご夫婦のみ**です。
ただし、治療開始の時点で、従来の助成制度の対象要件を満たしていることが必要です。

問合せ先

詳しくは福祉保健局ホームページをご覧ください。

東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課

電話番号 03-5321-1111（都庁代表） 内線 32-667、675～677

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funin/index.html>

